

鏡野町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、鏡野町消防団（以下「消防団」という。）の活動に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災体制の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、「消防団協力事業所」とは、町長が、消防団活動に積極的に協力していると認定し、消防団協力事業所表示証（様式第1号。以下「表示証」という。）を交付した事業所等をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 消防団協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、町に鏡野町消防団協力事業所表示証交付申請書（様式第2号）を提出することにより申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について町長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 町長は、事業所等が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、消防団協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、消防団に1名以上入団している事業所等
- (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所等の資機材等を消防団に提供するなどの協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する申請又は推薦があった場合
- (2) 町長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場

(表示証の交付)

第6条 町長は、前条の審査の結果、消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所等を除く。）に表示証を交付するものとする。

（表示証の表示）

第7条 消防団協力事業所は、交付された年月等を付して、表示証を表示することができる。

2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする

（1） 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

（2） パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

3 表示できる表示証の寸法については、様式第1号に定める寸法のほか、同様式に定める寸法を同率に拡大し又は縮小したものとする。

（表示証交付整理簿の備付け）

第8条 表示証の交付に際して、町長は、鏡野町消防団協力事業所表示証交付整理簿（様式第3号）を備え付け、表示証の交付に係る事業所等の名称、住所、有効期限等の必要事項を記録するものとする。

（表示有効期間及び認定の更新）

第9条 表示証の表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、消防団協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証（以下「総務省消防庁表示証」という。）の交付を受けた場合は、表示証の表示の有効期限は、当該消防団協力事業所が総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示証の表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

（認定の取消し）

第10条 町長は、消防団協力事業所が事業を廃止し又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正の手段により表示証の交付

を受けたとき、又はその他消防団協力事業所としての表示証の表示が適当でないとき認めるときは、消防団協力事業所の認定を取り消すことができる。この場合において、町長は、相手方に対し、当該認定の取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により消防団協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに、表示証を町長へ返還しなければならない。

(消防団協力事業所の公表)

第11条 町長は、消防団協力事業所の名称、消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(消防団協力事業所の表彰)

第12条 町長は、消防団協力事業所を表彰することができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。